

マージン率等の情報提供について

派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとの派遣労働者数の事項等、あらかじめ関係者に対して知らせることが適当である事項について情報の提供を行わなければならない。(法第23条第5項、施行規則第18条の2)

- 派遣労働者の数
 - 派遣先事業所の数
 - 派遣料金の平均額
 - 派遣労働者の賃金の平均額
 - マージン率
 - 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(教育訓練計画・キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先等)
 - 雇用安定措置を講じた人数等の実績
 - その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められた事項(福利厚生、マッチング状況等)
- 直近の数または
直近の「事業報告」の記載内容でも可



$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

- ◆ **事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により提供**すること。(インターネットの利用は、厚生労働省運営の「人材サービス総合サイト」を活用する方法あり)
- ◆ マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することが原則。
- ◆ その他、段階的かつ体系的な教育訓練計画、雇用安定措置の実施状況について、インターネット等により関係者に情報提供することが望ましい。(派遣元指針による)